

常総市立鬼怒中学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条1項】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

教職員がもつべきいじめに対する基本認識として

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人では気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという誤った認識を持たない。
- ⑤ いじめられていてる子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ⑦ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑧ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
- ⑨ いじめは昔からあるという楽観的認識を持たない。
- ⑩ いじめは子供のけんかにすぎないという誤った認識を持たない。
- ⑪ いじめられた子供は強くなるべきだという誤った認識を持たない。
- ⑫ いじめは日本特有の現象であるという誤った認識を持たない。

2 基本姿勢

(1) 基本姿勢

「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、学校、家庭や地域、関係機関などを含み地域とともにいじめ問題に取り組むものとする。

(2) いじめ防止に向き合う教師の姿

- ① 生徒に寄り添い、一緒に活動する教師
- ② 生徒の変化を敏感に感じ取り、敏感に関わる教師
- ③ 常に生徒の身になって考えようとする教師
- ④ 生徒の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- ⑤ 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- ⑥ 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

3 未然防止

(1) いじめを許さない、見過ごさない学級・学校雰囲気づくりに努める。

- ① あいさつ運動の実施（さわやかマナーアップ）
- ② 一日一人一声の実践
- ③ いじめに関するアンケートの実施（学校生活振り返り含む（月に1回））
- ④ 校区生徒指導委員会での話し合い（構成は教委・警察・福祉事務所・校区小学校職員・家庭教育相談員・保護司・民生児童員等）
- ⑤ 生徒指導部員会での情報交換（生徒指導掲示板の活用）

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 道徳と学級活動の充実(居場所があり、認め合い、活躍できる学級・学校)
- ② 人との関わり方を身につけるための活動
- ③ 生徒主体の学校行事
- ④ 明るい職場づくり
- ⑤ 承認・賞賛の言葉かけ

4 早期発見・早期解決

(1) 早期発見のために

- ① 日々の観察
「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。小さな変化を発見するためには日頃から生徒たちとの信頼関係を築いておくことが大切である。
- ② 情報の共有
少しでも変化が見られたり、様子がいつもと違う場合には担任間や学年間で情報を共有し、多くの目で当該生徒を見守る。必要に応じて保護者と連絡を取り合う。
- ③ 「生活の記録」の活用
「生活の記録」(家庭学習及び日記)を有効に活用することで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ④ 教育相談
日常生活の中で気軽に教職員に相談できる雰囲気をつくることは重要である。また、定期的に教育相談週間を設定し、抱えている悩みや心配な事を掌握する。
- ⑤ アンケートの実施
いじめアンケート及び生活アンケートを(月1回)実施し、生徒の悩みや人間関係等を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。(訴えがあった生徒には即教育相談を実施し、解決を図る)
- ⑥ 学年PTA(保護者会)での伝達
保護者集会の折にインターネット上での誹謗・中傷により実態等の現状を伝えるとともに学校と同一歩調で指導をしていくことの確認をする。また、その機会に講演会等を開催し、深く理解を図る。
- ⑦ 保護者向け生徒指導だよりを定期的に発行し、啓発と協力依頼を図る。
※いじめ体罰解消サポートセンター等の相談窓口を生徒並びに保護者に周知する。

(2) 早期解決のために・・・全職員で問題解決にあたる

- ① 実態の把握
 - ア 誰が誰をいじめているのか?
 - イ いつ、どこで起こったのか?
 - ウ どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?
 - エ いじめのきっかけは何か?
 - オ いつ頃から、どのくらい続いているのか?
- ② いじめられた生徒に対して
 - ア 生徒に対して
 - ・ 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・ 自身を持たせる言葉かけをし、自尊感情を高める。
 - ・ スクールカウンセラー、心の教室相談員や養護教諭との連携を図る。

- イ 保護者に対して
 - ・ 発見したその日のうちに家庭訪問し、事実関係を直接伝える。
 - ・ 今後の対応について協議する。
 - ・ 保護者の気持ちに寄り添いながら共感的理解に努める。
 - ・ 解決に向かって学校全体で解決に向けて取り組むことを伝える。
 - ③ いじめた生徒に対して
 - ア 生徒に対して
 - ・ いじめた気持ちや状況等を十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行うとともに、いじめは人として決して許されない行為であることを強く自覚させることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
 - イ 保護者に対して
 - ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ④ 周りの生徒たちに対して
 - ア 見て見ぬふりをする行為もいじているのと同様であることを指摘する
 - イ 学級・学校全体の問題と捉え、傍観者から仲裁者への転換を促す。
 - ウ いじめを訴えることや知らせてくれることは、勇気ある行動であることを指導する。
- ※ 状況によっては児童生徒の健全育成に関する警察と学校の連絡制度を活用し、被害生徒の安全確保をはかる

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を常総市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 常総市教育委員会に重大事態の発生を報告
(※ 市教育委員会→常総市→茨城県知事等に報告)
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。)
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を市教育委員会に報告(※常総市から茨城県知事等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

5 関係機関との連携(通常時から)

学校で抱え込みことなく、教育委員会、警察、児童相談所等との連携を図り、学校生活の充実を図る。

